

業務委託仕様書

1 業務の名称

海外向けSNSを活用した情報発信事業

2 業務の目的

本県の魅力的な観光情報を効果的かつ効率的に海外に発信するためにSNSを用いて継続的に情報を発信するとともに、ユーザーと双方向のコミュニケーションを取ることで、宮崎の認知度、関心度向上を、将来の誘客に繋がる宮崎ファンの拡大を図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日（木）まで

※ 情報発信期間は、令和3年6月から令和4年3月31日（木）まで

4. 業務委託の内容

(1) SNSでの情報発信及び管理

①運営するSNSアカウントは、以下の6アカウントとする。

・Facebook（4アカウント）

○英語「Visit Miyazaki」

<https://www.facebook.com/miyazakipref.eng/>

○韓国語「Visit Miyazaki (미야자키로 떠나자)」

<https://www.facebook.com/miyazakipref.kr/>

○繁体字「Visit Miyazaki (周遊宮崎)」

<https://www.facebook.com/miyazakipref.hant/>

○タイ語「Visit Miyazaki - มิยาซากิ ภูเก็ต」

<https://m.facebook.com/miyazakipref.thai/>

※英語のターゲットは、イギリス及びオーストラリア

繁体字のターゲットは、台湾とする。

・Weibo：「日本宮崎県」（中国語（簡体字））

・Wechat：「日向MIYAZAKI」（中国語（簡体字））

※Wechatの広告アカウントの取得は受託者にて行うこと。

②各アカウントのフォロワー数（R3. 3. 31時点）

・Facebook「Visit Miyazaki」

英語：513、韓国語：36、繁体字：808、タイ語：2,327

・Weibo「日本宮崎県」：12,152

・Wechat「日向MIYAZAKI」：681

③投稿頻度は、それぞれ月8回以上、特別投稿（旅行シーズン前等に行うもので、月8回以上の投稿とは別枠の投稿）年10回以上、年間合計90回以上とする。ただし、Wechat（簡体字）は、月4回以上とする。

④日本語原稿（記事、画像または動画）は原則、県が用意するが、受託者からの提案があった場合は、協議の上、原稿を決定する。

⑤県が用意した原稿に基づいて、ネイティブ目線でリライト翻訳を行い、市場の特性に合

- った表現で発信すること。
- ⑥県が用意した画像は、必要に応じてレタッチ等を行うこと。
 - ⑦県が用意したもの以外に、市場に合った画像または動画が必要な場合は、受託者が収集すること。（掲載許可が必要な場合は、受託者が取得すること。）
 - ⑧発信した写真等について、プロモーション目的で、宮崎県が管理するWEB・SNS・各種イベント等において、掲載する場合があるため、掲載施設等への許可申請及び写真入手の際には、これを前提に許可を得ておくこと。
 - ⑨県が運営する各言語サイトへの誘導を積極的に行うこと。
 - ⑩災害時などの突発的な発信を県の指示により行うこと。
通常時と同様に、日本語の原稿は県が用意する。
 - ⑪SNSへ寄せられるコメント、メッセージへの返答を迅速に行うこと。なお、必要があれば回答内容について県と協議するものとする。
 - ⑫効果的な運営を行うために必要な情報を積極的に県へ提供すること。
 - ⑬その他、運営上必要な最低限の更新を行うこと。

(2) 拡散及びフォロワー獲得等の取り組みについて

- ①広告配信等を実施し、フォロワー数の拡大に努めること。
- ②言語・媒体毎に目標となるフォロワー数、エンゲージメント率、リーチ数等の目標値を設定し、企画提案書へ記載すること。なお、フォロワー数の目標値については、以下のフォロワー数を基本ラインとして設定すること。

【フォロワー数（基本ライン）】

- ・Facebook「Visit Miyazaki」
英語：5,000、韓国語：3,000、繁体字：10,000、タイ語：10,000
 - ・Weibo「日本宮崎県」：16,000
 - ・Wechat「日向MIYAZAKI」：2,500
- ③目標値を達成した場合も、予算の範囲内で事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

(3) 上記施策による効果測定及び報告

- ①効果測定
SNSのフォロワー数、リーチ数、いいね数などのデータ分析を毎月行い報告すること。また、毎月の報告に加え、業務を開始してから5月が経過した後に、中間報告を行うこと。
なお、分析する項目や数値は協議して決定すること。
- ②事業報告
事業終了時に、次年度の取組の指針となるよう事業報告書を作成し報告すること。報告書には、フォロワー数、投稿内容、リーチ数、エンゲージメント数などの成果や項目ごとの目標達成率を記載すること。

5 企画提案に当たっての留意点

- (1) 各業務にかかる撮影、編集、調査、報告等の一切の経費（交通費、宿泊・車両コーディネート費、各種データ費等）は、全て事業費に含むこと。
- (2) 事業目的の達成には、単年でなく継続した取組が必要であることから、企画提案に当たっては、事業開始から3年間程度の本県のSNS運用戦略を併せて提案とすること。（予算に

については、今回と同額で想定)

6 報告書の提出

履行期限までに、事業実施報告書を提出すること。

- ・仕様：①A4縦、横書き、左綴じ、②①電子データを入れたDVD
- ・提出部数：①5部、②2枚

7 第三者委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務を効率的に行う上で、必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。

8 著作権の取扱い

(1) 本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、宮崎県に帰属し、本県の許可なくして使用・流用してはならない。

ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術、ブランド等に関する権利（以下、「権利留保分」）については、受託者に留保するものとし、この場合、宮崎県は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

(2) 権利関係の処理

- ① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないよう業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととする。
- ② 受託者が従前から所有していた素材等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者で協議の上処理することとする。

9 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び調査実施にあたって疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (2) 事業内容の詳細については、企画競争により請負業者が特定した後、県との協議により変更することがある。
- (3) 受託者は、契約後、本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、県の承認を得ること。